

三沢市体育功労者の表彰に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、市民の健康保持と体力の増進を図るため、スポーツの振興に著しい貢献をしたものを顕彰し、スポーツの振興発展を促し健全で心豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 スポーツの振興に貢献された次の各号の一に該当するものを表彰し、その功績を称える。

- (1) スポーツ競技団体の指導育成に著しい功績のあったもの
(20年以上の実績を有するもの)
- (2) 一般財団法人三沢市スポーツ協会役員としてその運営発展に功労のあったもの(一般財団法人化前の三沢市体育協会役員の任期を含め15年以上の実績を有するもの)
- (3) (1)、(2)の対象表彰年齢は60歳以上とする。但し、その年度末までに60歳に達する者を含む
- (4) 前各号に定めるもののほか、特にスポーツ振興に功労があり表彰することを適当と認められるもの

(表彰の対象)

第3条 この表彰の対象は、本市の市民、又は本市に職場を有するもののほか、県内外にあって特に本市のスポーツ振興に功績のあったものや、本市にとって名誉となる特別な業績を上げたものとする。

(被表彰候補者の推薦)

第4条 関係機関又は団体は、表彰に該当する候補者について、市長へ三沢市体育功労者の顕彰に係る推薦書(様式)を提出するものとする。

(推薦事項の諮問)

第5条 市長は、前条の規定による推薦があった場合、一般財団法人三沢市スポーツ協会の意見を聴き体育功労者にふさわしい者をスポーツ推進審議会に諮問するものとする。

(選考及び決定)

第6条 市長は、前条の諮問にかかわる答申に基づいて選考をおこない被表彰者を決定する。

(団体の表彰)

第7条 この基準は、団体に対しこれを準用する。

(表彰の主体)

第8条 この表彰は、市長が行う。

(表彰の時期)

第9条 この表彰の時期は、毎年1月とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(被表彰者の追彰)

第10条 この基準により被表彰者となるべきものが表彰の時期以前に死亡した場合は、その遺族に対しこれを伝達する。

(委任事項)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、昭和58年6月29日から施行する。
- 2 昭和61年4月23日一部改正。
- 3 昭和63年11月12日一部改正。
- 4 平成4年11月10日一部改正。
- 5 平成15年11月11日一部改正。
- 6 平成22年11月19日一部改正。
- 7 平成23年11月29日一部改正。
- 8 平成25年10月4日一部改正。
- 9 平成28年8月1日一部改正。
- 10 令和4年9月20日一部改正。